

ながさき 長寿いきいきプラン

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

概要版

長崎県
老人
福祉計画

長崎県
介護保険事業
支援計画

長崎県
介護給付
適正化計画

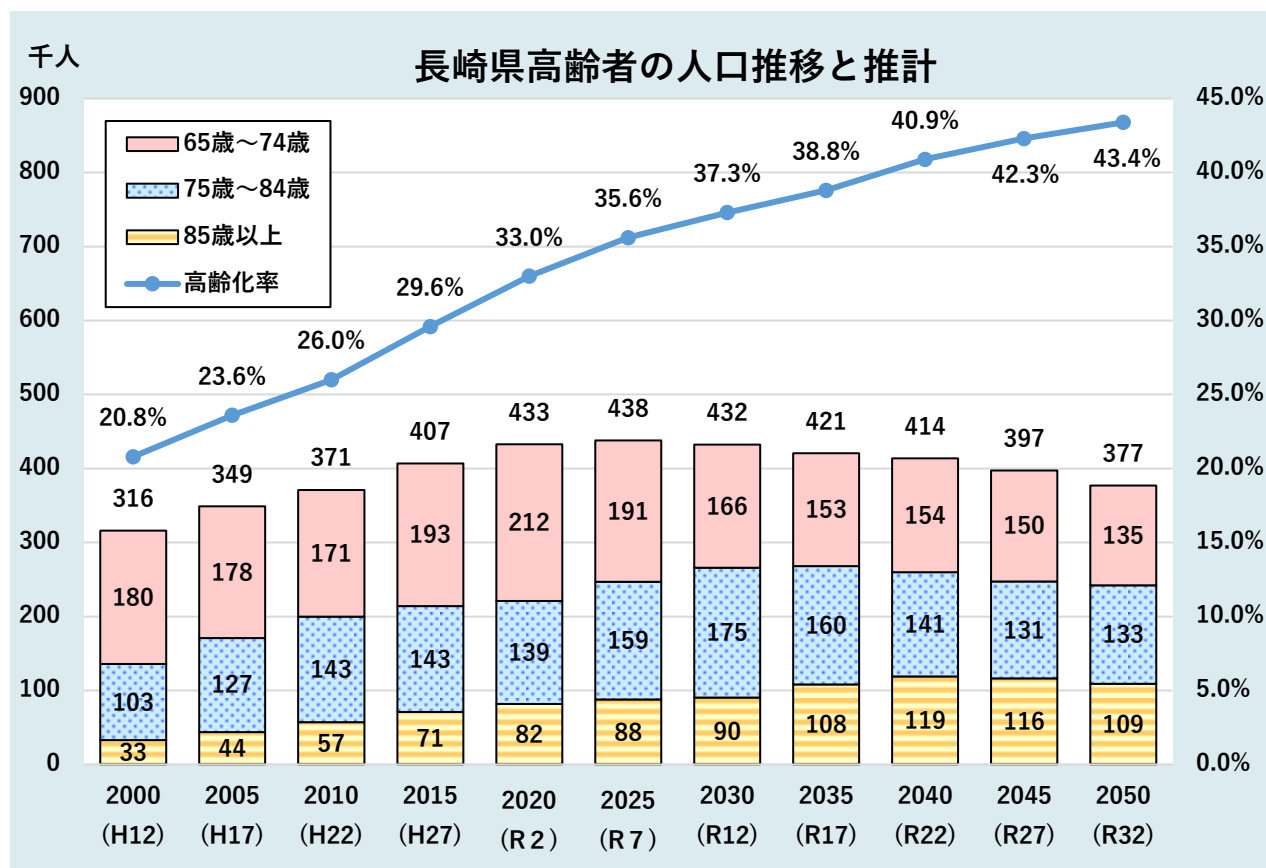


計画の概要

- 本計画は「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」、さらに今期計画から「介護給付適正化計画」を追加し、一体的に策定したものです。
- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。
- 県民の皆様に伝わりやすく、より身近に感じていただけるよう、今期計画から名称を「ながさき長寿いきいきプラン」と改め、高齢者施策を総合的に展開していきます。

長崎県の高齢者人口

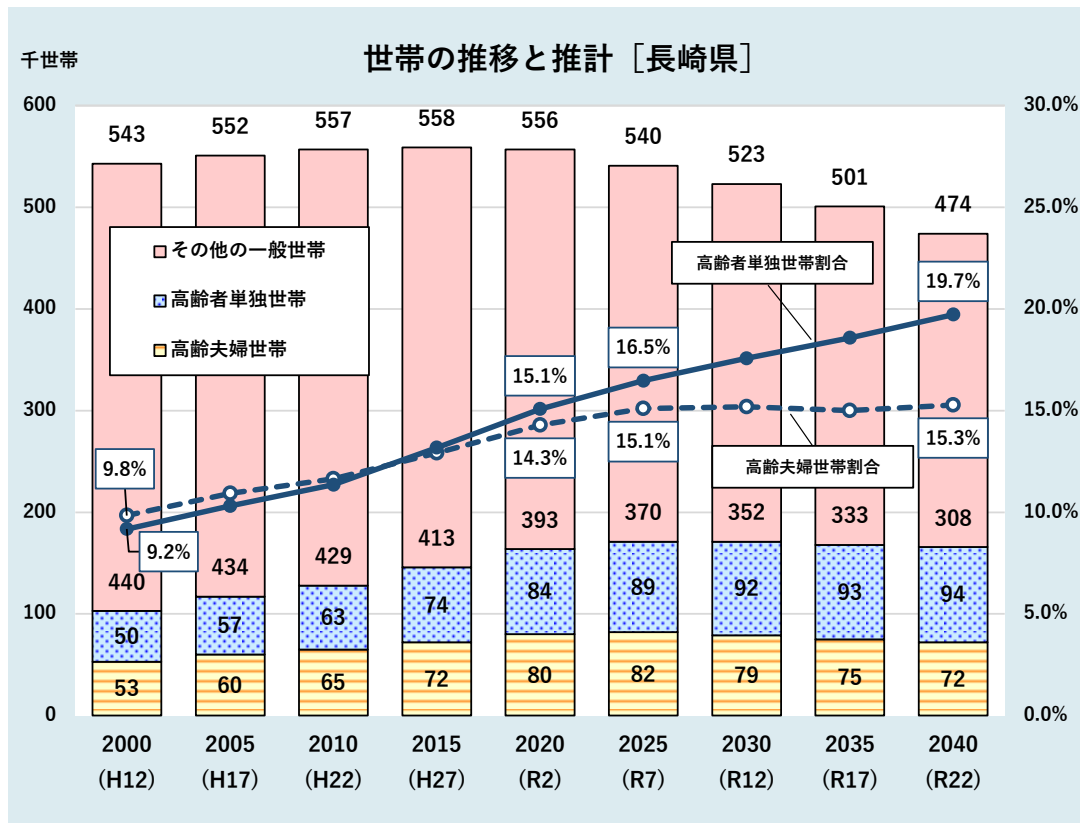
65歳以上の人口は、2025（令和7）年頃にピークを迎え、以降は減少する見込みです。介護ニーズが高まる85歳以上の人口は、2040（令和22）年頃まで増加が続くと見込まれています。



出典：平成12年から令和2年は国勢調査（平成27年及び令和2年は不詳補完値による）、令和7年以降は令和2年国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

長崎県の世帯数

今後も高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、特に、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合が大幅に増加する見込みです。



出典：国勢調査（令和2年）

長崎県の要介護(要支援)認定率

本県の要介護・要支援認定率は、2013（平成25）年をピークに減少しており、全国平均よりやや高いものの、その差は縮小傾向にあります。

第1号被保険者数の認定率の推移

（単位：人）

	2001 (H13) 3月末	2007 (H19) 3月末	2013 (H25) 3月末	2016 (H28) 3月末	2019 (H31) 3月末	2021 (R3) 3月末	2023 (R5) 3月末
第1号被保険者数	321,332	358,230	383,452	412,181	430,167	437,404	438,079
認定者数 (第1号被保険者)	46,294	71,925	85,654	89,286	87,910	87,190	86,334
認定率(本県)	14.4%	20.1%	22.3%	21.7%	20.4%	19.9%	19.7%
認定率(全国)	11.0%	15.9%	17.6%	17.9%	18.3%	18.7%	19.0%

出典：介護保険事業状況報告（年報）、2023(R5)年3月末は介護保険事業状況報告月報（暫定版）

計画の基本理念

地域 みんなが支えあい、高齢者がいきいきと輝く長崎県づくり

3つの基本目標とアウトカム指標

目標 1

みんなで
支え合う
地域づくり

アウトカム指標 1

医療や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けていくことができると思う（実感している）人の割合

24.8%（令和5年度）→目標：50.0%（令和8年度）

目標 2

いきいきし
た高齢期の
実現

アウトカム指標 2

健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）の延伸

男性 72.29 年、女性 75.42 年（令和元年度）

→目標：全国平均を上回り、平均寿命の伸び以上に延伸

目標 3

介護保険
制度の
安定運営

アウトカム指標 3

要介護（要支援）認定率

長崎県 19.9%、全国 19.1%（令和4年度）

→目標：現状維持

10の重点分野

1	生きがいつくり 高齢者の介護予防や健康寿命の延伸につなげ、また、地域の活力が維持できるよう、高齢者自らの希望に応じた仕事やボランティア、学び、趣味活動などの社会参加を推進します。
2	介護予防・生活支援 高齢になってもできるだけ自ら望む生活を自律的に送ることができるよう、要介護状態や状態の悪化を防ぐ「介護予防」の取組を推進します。また、地域住民等と連携・協働し、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組みます。
3	持続可能な介護サービスの提供 介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じたバランスのとれた介護サービス基盤の整備に取り組みます。
4	在宅医療の充実と医療・介護連携の推進 高齢化の進展によって、慢性疾患や複数の疾患を抱え、手術後のリハビリを必要とする患者も増えています。こうした患者像の変化に対応するため、入院・外来医療体制の効率化とともに、地域での生活を支えることができるよう、在宅医療の充実と介護サービスとの包括的かつ継続的な連携を推進します。
5	認知症高齢者等に対する支援の充実 認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、県民の認知症に関する正しい知識と理解をさらに深めるとともに、認知症の人の意思を尊重して、その家族や取り巻く関係者が連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。
6	高齢者の権利擁護 高齢者が尊厳をもって生活できるよう、身近な相談体制の充実や高齢者虐待の防止に取り組みます。
7	ケアラーへの支援 家族介護者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会的な支援の充実に取り組みます。
8	高齢者に安全・安心な地域づくり 生活の基盤となる住まいを確保するとともに、高齢者自らが望む生活を自立的に送れるよう、地域住民・関係者と連携・協働した支援に取り組みます。
9	介護人材の確保・定着 多様な人材の参入促進と、職員に長く働いてもらえる環境改善を相乗的に推進するとともに、テクノロジーの活用等により、生産性や介護の質の向上を図り、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・定着に努めます。
10	地域包括ケアシステムの深化 地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制）を地域ごとにマネジメントするとともに、市町支援に取り組みます。

取組一覧

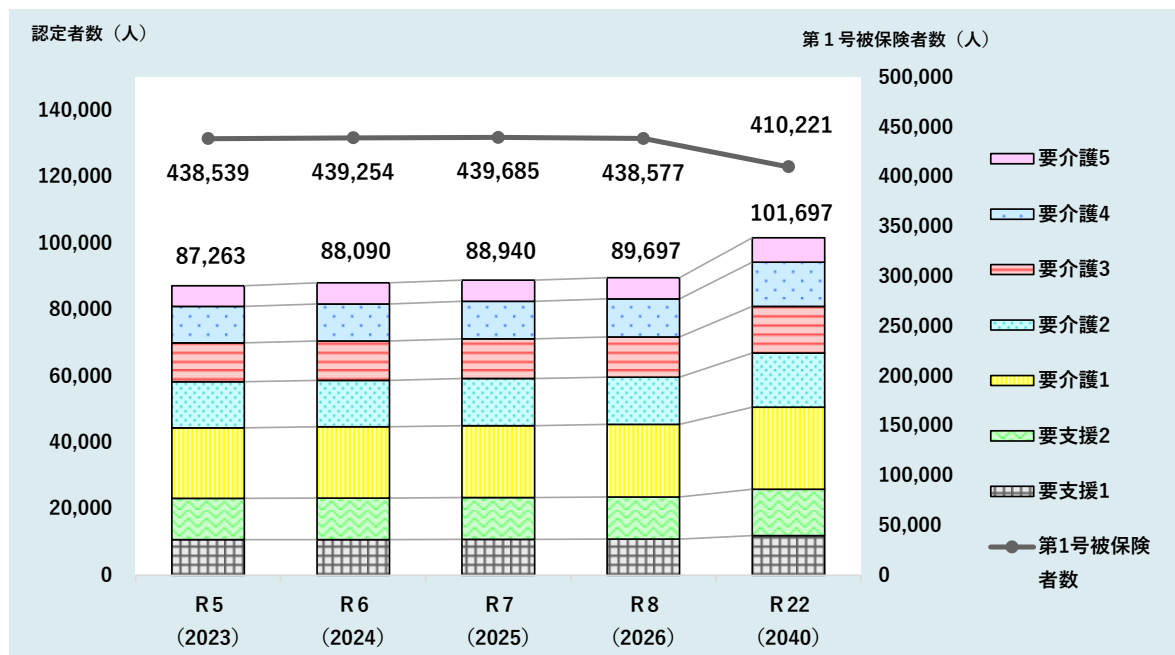
重点分野	施策	取組	担当課	掲載ページ
1	生きがいづくり	(1) 社会活動への参加促進	① 高齢者の社会参加支援	長寿社会課 県民生活環境課 49
			② 老人クラブ活動の促進	長寿社会課 51
			③ 長崎県ねんりんピックの充実	長寿社会課 52
			④ ながさき県民大学の充実	生涯学習課 53
		(2) 高齢者の就業機会の拡充	① 長崎県人材活躍支援センターにおける就業支援	雇用労働政策課 54
			② シルバー人材センター支援	雇用労働政策課 55
			③ 農業・漁業分野の労働力の調整・確保	農業経営課 水産経営課 55
2	介護予防・生活支援	(1) 健康づくりの推進	① 健康ながさき21の推進	国保・健康増進課 57
		(2) 自立支援・介護予防の推進	① 介護予防の推進	長寿社会課 59
			② 地域リハビリテーションの推進	長寿社会課 63
		(3) 地域助け合いの促進	① 生活支援サービス体制の整備	長寿社会課 65
3	持続可能な介護サービスの提供	(1) 介護サービス基盤の充実	① 居宅（介護予防）サービス提供体制の整備	長寿社会課 67
			② 地域密着型（介護予防）サービス提供体制の整備	長寿社会課 68
			③ 介護保険施設等の整備方針	長寿社会課 69
		(2) 介護現場における生産性向上の推進	① LIFEの導入・定着支援	長寿社会課 71
			② テクノロジー化の推進	長寿社会課 72
			③ 文書負担の軽減	長寿社会課 74
		(3) 介護保険事業の適切な運営	① 第6期介護給付適正化計画	長寿社会課 74
			② 指導監督等	長寿社会課 77
			③ 介護サービス情報の公表に関する事項	長寿社会課 77
			④ 財政安定化基金の交付・貸付	長寿社会課 78
4	在宅医療の充実と医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療の充実	① 在宅医療の充実	医療政策課 長寿社会課 79
		(2) 医療・介護連携の推進	① 医療・介護連携の推進	長寿社会課 医療政策課 83

重点分野		施策		取組		担当課	掲載ページ
5	認知症高齢者等に対する支援の充実			①	認知症に関する社会の理解を深める取組	長寿社会課	87
				②	認知症予防に効果的な運動や社会参加の促進	長寿社会課	88
				③	認知症医療に関する連携体制及び対応力強化	長寿社会課	89
				④	認知症介護人材の育成とケアの質の向上	長寿社会課	90
				⑤	チームオレンジの整備等による地域支援体制の構築	長寿社会課	91
				⑥	認知症高齢者の権利擁護	長寿社会課	94
6	高齢者の権利擁護	(1)	高齢者虐待の防止	①	高齢者相談事業の充実	長寿社会課	97
				②	高齢者虐待の防止	長寿社会課	97
		(2)	成年後見制度の利用促進	①	成年後見制度の利用促進	長寿社会課	99
				②	日常生活自立支援事業の推進	長寿社会課	101
7	ケアラーへの支援			①	ケアラーへの支援	長寿社会課	104
8	高齢者に安全・安心な地域づくり	(1)	多様な住まいの確保	①	福祉施設の整備及び有料老人ホームの適正運営等	長寿社会課	108
				②	高齢者が住みやすい住宅の確保	住宅課	110
		(2)	安心して暮らすための支援の充実	①	福祉のまちづくり事業の推進	福祉保健課 障害福祉課	111
				②	福祉サービスに関する利用者からの苦情の解決	福祉保健課	112
				③	犯罪被害・交通事故等の防止活動	県警本部 交通・地域安全課	112
				④	高齢者防火対策の推進	消防保安室	114
				⑤	災害時の高齢者対策の推進	福祉保健課 長寿社会課	114
				⑥	感染症対策の推進	長寿社会課	115
		(3)	高齢者等への見守り	①	多重的見守り体制の整備	長寿社会課	116
				②	消費生活の安全確保	食品安全・消費生活課	117
				③	認知症等により運転免許を返納した高齢者に対する支援の推進	県警本部 長寿社会課	119
9	介護人材の確保・定着			①	多様な人材の参入促進	長寿社会課	121
				②	外国人材の活用	長寿社会課	124
				③	働きやすい環境づくり	長寿社会課	126
				④	介護現場におけるテクノロジーの導入	長寿社会課	128
				⑤	地域の実情に応じた取組の推進	長寿社会課	130
10	地域包括ケアシステムの深化	(1)	地域包括ケアシステムの仕組みづくり	①	評価基準を活用した地域包括ケアシステムの充実	長寿社会課	132
				②	地域包括支援センターの体制・機能強化	長寿社会課	133
				③	地域ケア会議の充実	長寿社会課	134
		(2)	他分野との連携促進	①	重層的支援体制整備事業	福祉保健課	135

第9期計画中の介護サービス量等の推計

第9期計画中の介護サービス量等について、県内保険者の推計結果等に基づき、以下のとおり推計しています。

(1) 第1号被保険者、要介護(要支援)認定者数等の見込み



(2) 主な介護サービス量の推計(要介護認定者が利用するサービス)

① 居宅サービス

(年間延べ回数・日数)

区分	単位	R5 (2023)	R8 (2026)	R8/R5
訪問介護	回	2,071,852	2,219,726	107.1%
訪問看護	回	496,859	541,358	109.0%
訪問リハビリテーション	回	246,527	260,602	105.7%
通所介護	回	1,780,178	1,832,630	102.9%
通所リハビリテーション	回	953,311	971,456	101.9%
短期入所生活介護	日	790,423	824,482	104.3%

② 地域密着型サービス

(年間延べ回数・日数)

区分	単位	R5 (2023)	R8 (2026)	R8/R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	8,460	9,504	112.3%
小規模多機能型居宅介護	人	24,684	27,900	113.0%
認知症対応型共同生活介護	人	56,316	61,464	109.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	13,248	15,672	118.3%
看護小規模多機能型居宅介護	人	3,012	4,524	150.2%
地域密着型通所介護	回	629,395	686,770	109.1%

③ 介護保険施設サービス

(年間延べ回数・日数)

区分	単位	R5 (2023)	R8 (2026)	R8/R5
介護老人福祉施設	人	75,276	75,804	100.7%
介護老人保健施設	人	56,028	56,484	100.8%
介護医療院	人	6,384	7,716	120.9%
介護療養型医療施設	人	948	0	0.0%

(3) 介護保険施設等の必要入所(利用)定員

(単位：人)

	R5年度末利用定員 ①	第9期計画定員 (R8年度末) ②	第9期整備計画 ②－①
特別養護老人ホーム	6,473	6,488	15
介護老人保健施設	4,805	4,811	6
介護医療院	561	638	77
介護専用型特定施設入居者生活介護	53	53	0
認知症高齢者グループホーム	4,980	5,246	266
地域密着型特別養護老人ホーム	1,227	1,392	165
合計	18,099	18,628	529

(4) 介護人材の推計

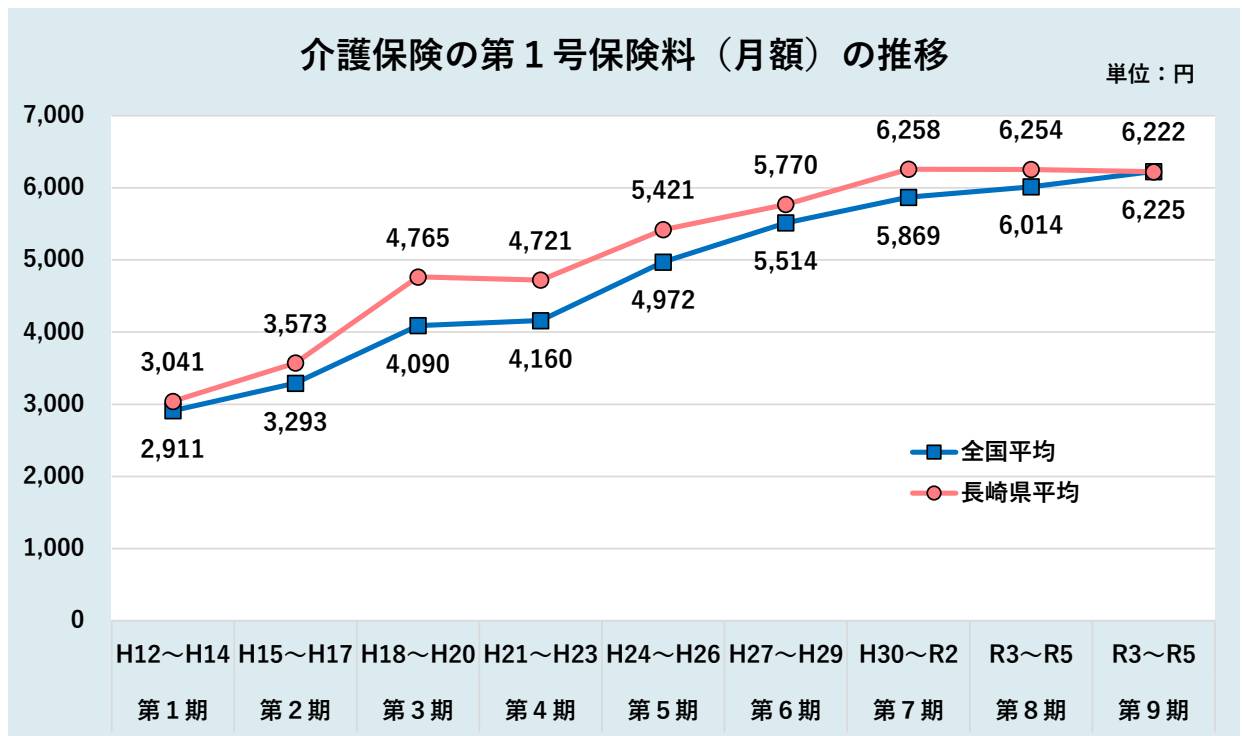
(単位：人)

	R4(2022)年度 ①	R8(2026)年度 ②	R8(2026)年度に必要な 新たな職員数 ②－①	参考 R 22 (2040) 年度
介護職員	28,559	30,029	1,470	33,227
看護職員	5,376	5,793	417	6,527
その他の職員	17,317	18,180	863	20,419
合計	51,252	54,002	2,750	60,173

(注) ・国の統計において、本県の介護職員数は、R4(2022) 年度に 28,559 人となっている。

- ・各保険者による介護サービスの利用者数の見込を基に推計した介護職員の必要数は、R8(2026) 年度に 30,029 人であり、新たに 1,470 人が必要となる。
- ・介護職員：介護保険施設・事業所に勤務する介護職員及び訪問介護員・看護職員：介護保険施設・事業所に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
- ・その他の職員：介護サービス施設・事業所調査で対象とされている職員のうち、介護職員、看護職員、医師を除く職員

(5) 介護保険料



(注) ・上記の保険料額は、保険者ごとの保険料基準額（月額）を加重平均した額。

- ・保険料基準額は、介護サービス等に係る支出見込み額のうち、第1号被保険者の介護保険料で負担すべき額を、第1号被保険者の見込み人数で割った額。実際の保険料は、保険料基準額に保険者が定めた段階ごとの率をかけて決定される。